

平成 2 8 年 3 月 定例会

# 河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 8 年 3 月 1 7 日 開会

河 合 町 議 会

## 平成28年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 3 号 （3月17日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○欠席説明員	3
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	5
○委員長報告	5
○議案第1号、議案第15号から議案第17号、議案第19号から議案第21号の委員長報告、 討論、採決	5
○議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第23号から議案第25号の委員長報告、討論、 採決	9
○議案第3号、議案第26号から議案第28号の委員長報告、討論、採決	13
○議案第6号、から議案第14号の委員長報告、討論、採決	15
○議案第29号の上程、説明、	27
○議案第29号の質疑、討論、採決	28
○議会運営委員会の閉会の継続調査	30
○閉会の宣告	31
○署名議員	32

平成 2 8 年 3 月 1 7 日 (木曜日)

( 第 3 号 )

## 平成28年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成28年3月17日(木)午前10時00分開会

- |       |           |  |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号   | 平成27年度河合町一般会計補正予算について  |
| 日程第 2 | 議案第 1 5 号 | 河合町行政不服審査会条例の制定について  |
| 日程第 3 | 議案第 1 6 号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第 4 | 議案第 1 7 号 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                                      |
| 日程第 5 | 議案第 1 9 号 | 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について   |
| 日程第 6 | 議案第 2 0 号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 7 | 議案第 2 1 号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  |
| 日程第 8 | 議案第 2 号   | 平成27年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について  |
| 日程第 9 | 議案第 4 号   | 平成27年度河合町介護保険特別会計補正予算について  |
| 日程第10 | 議案第 5 号   | 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について   |
| 日程第11 | 議案第 2 3 号 | 河合町子ども医療費助成条例の一部改正について   |
| 日程第12 | 議案第 2 4 号 | 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について   |
| 日程第13 | 議案第 2 5 号 | 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 3 号   | 平成27年度河合町下水道事業特別会計補正予算について   |
| 日程第15 | 議案第 2 6 号 | 河合町下水道条例の一部改正について  |

- 日程第16 議案第27号 河合町道路線の変更について
- 日程第17 議案第28号 河合町道路線の認定について
- 日程第18 議案第6号 平成28年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 日程第19 議案第7号 平成28年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第20 議案第8号 平成28年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第21 議案第9号 平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第22 議案第10号 平成28年度河合町下水道事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第23 議案第11号 平成28年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第24 議案第12号 平成28年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第25 議案第13号 平成28年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）
- 日程第26 議案第14号 平成28年度河合町水道事業会計予算について（別冊）
- 日程第27 議案第29号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第28 議員発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで議事日程に同じ

---

#### 出席議員（13名）

1番 岡田 美伊子

2番 大西 孝幸

3番 清原 和人

4番 馬場 千恵子

5番 吉村幸訓  
7番 森尾和正  
9番 西村 潔  
11番 谷本昌弘  
13番 辻井賢治

6番 岡田康則  
8番 池原真智子  
10番 疋田俊文  
12番 中尾伊佐男

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康徳	副 町 長	藤岡和成
教 育 長	竹林信也	企 画 部 長	澤井昭仁
総 務 部 長	福井敏夫	福 祉 部 長	中尾博幸
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推 進 部 長	竹田裕昭
教 育 部 長	井筒 匠	総 務 部 次 長	木村光弘
福 祉 部 次 長	門口光男	安 心 安 全 推 進 課 長	森嶋雅也
財 政 課 長	上村卓也	税 務 課 長	岡田昌浩
福祉政策課長	辰巳 環	社 会 福 祉 協 議 会 課 長	山本孝典
保健スポーツ 課 長	上村 豊	認 定 こ ど も 園 準 備 室 長	佐藤桂三
特 命 担 当	梅野修治	住 民 生 活 課 長	上村英伸
環境衛生課長	斉藤幸美	まちづくり 推 進 課 長	中山雅至
地域活性課長	福辻照弘	上 下 水 道 課 長	石田英毅
教育総務課長	杉本正範	生 涯 学 習 課 長	上村欣也

欠席者（なし）

---

会議に従事した事務局職員

局 長 御 興 善 弘

調 整 員 堀 内 一 憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成28年第1回定例会を再開します。

---

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、中尾伊佐男議会運営委員長より報告願います。

○12番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾委員長。

○12番（中尾伊佐男） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告致します。

本日の議事日程につきましては、追加議案がありましたので、議案第29号の1議案、議員発議第1号の1発議、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、先に上程致しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

---



◎議案第1号、議案第15号から議案17号、議案第19号から議案第

21号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1 議案第1号、日程第2 議案第15号、日程第3 議案第16号、日程第4 議案第17号、日程第5 議案第19号、日程第6 議案第20号、日程第7 議案第21号を総務常任委員会に付託しておりますので、池原真智子総務常任委員長より報告を求めます。

○8番（池原真智子） 議長。

○議長（疋田俊文） 池原委員長。

○8番（池原真智子） それでは総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る、3月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第1号、第15号、第16号、第17号、第19号、第20号、第21号について3月14日に委員会を開会いたしましたのでその結果を報告いたします。

議案第1号 平成27年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

街再生事業費の委託料の内容について質疑がなされ、ホームページ更新・ポスター作成掲示・車内放送との答弁がなされました。その他に、情報セキュリティ強化対策事業、国保・介護・後期高齢者特会繰出金、臨時給付金給付事業、子ども・子育て支援事業、就園奨励費の変更内容について質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第15号 河合町行政不服審査会条例の制定については理事者より説明を受け、行政に関して優れた識見を有する者についてどのような者が該当されるのかと質疑がなされ、弁護士・行政のOB・警察等が該当するとの答弁がなされました。その他にも、守秘義務違反に対する罰則はどのようになっているのかと質疑があり、答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については理事者より説明を受けました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第17号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については理事者より説明を受けました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 19 号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については理事者より説明を受けました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 20 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については理事者より説明を受けました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 21 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については理事者より説明を受けました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第 1 号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第 1 号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 1 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第 1 号 平成27年度河合町一般会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第15号 河合町行政不服審査会条例の制定については、委員長報告のとおり

可決されました。

議案第16号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 全員であります。

よって、議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 全員であります。

よって、議案第17号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 多数であります。

よって、議案第19号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、

委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 多数であります。

よって、議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 全員であります。

よって、議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第23号から議案第25号の委員長報告、討論、採決

○議長(足田俊文) 日程第8 議案第2号、日程第9 議案第4号、日程第10 議案第5号、日程第11 議案第23号、日程第12 議案第24号、日程第13 議案第25号を厚生常任委員会に付託しておりますので、谷本昌弘厚生常任委員長より報告を求めます。

○10番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本委員長。

○10番（谷本昌弘） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る、3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第2号、第4号、第5号、第23号、第24号、第25号について3月14日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第2号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。共同事業拠出金の推移について質疑があり、平成26年度と比べると増えているとの答弁がありました。その他に、普通財政調整交付金の減額の理由、共同事業交付金の内容について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第4号 平成27年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。任意事業費の減額理由について質疑があり、緊急通報装置をセンター方式に変更したことからの減額との答弁がありました。その他に、居宅介護サービス給付費・施設介護サービス給付費・介護予防サービス給付費の減額理由について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第5号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。後期高齢者医療の今後の見通しについて質疑があり、高齢化が進む事から増加すると思われるが、一方では、早期発見・予防・医療機関の受診時間を早める様、啓発も行っているとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第23号 河合町子ども医療費助成条例の一部改正については理事者より説明を受けました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第24号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については理事者より説明を受け、町内に地域密着型サービスを行う事業所の件数について質疑があり、町内には、2事業所があるとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第25号河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については理事者より説明を受け、町内に地域密着型介護予防サービスを行う事業所の件数について質疑があり、町内には、3事業所があるとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第2号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第2号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第4号 平成27年度河合町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第5号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第23号 河合町子ども医療費助成条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第24号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第25号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第3号、議案第26号から議案第28号の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第14 議案第3号、日程第15 議案第26号、日程第16 議案第27号、日程第17 議案第28号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、岡田康則経済建設常任委員長より報告を求めます。

○6番(岡田康則) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 岡田委員長。

○6番(岡田康則) 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る、3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第3号、第26号、第27号、第28号について3月14日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第3号 平成27年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。歳入の下水使用料減額の原因について質疑があり、164名の人口減が影響しているとの答弁がありました。その他に、一般管理費の増加、特定環境保全公共下水道建設費の財源補正について質疑があり、それぞれ答弁がありました。慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第26号 河合町下水道条例の一部改正については理事者より説明を受け、使用料改定について住民の理解が得られるのかとの質疑があり、広報紙・ホームページ等で周知し理



解を得たいとの答弁がありました。その他に、排水区分の違いについて質疑があり、答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 27 号 河合町道路線の変更については理事者より説明を受け、道路の整備後に認定・移管しないのかとの質疑があり、路線の認定後に整備するとの答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第 28 号 河合町道路線の認定については理事者より説明を受け、路線の現状の用途について質疑があり、公園内の通路との答弁がありました。その他に、公園用途の変更可否、代替地の可否、幅員について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成者なしで否決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第 3 号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第 3 号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 3 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第 3 号 平成27年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第26号 河合町下水道条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第27号 河合町道路線の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって原案について採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 少数否決であります。

よって、議案第28号 河合町道路線の認定については否決されました。

---

#### ◎議案第6号、から議案第14号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第18 議案第6号、日程第19 議案第7号、日程第20 議案第8号、日程第21 議案第9号、日程第22 議案第10号、日程第23 議案第11号、日程第24 議案第12号、日程第25 議案第13号、日程第26 議案第14号を予算審査特別委員会に付託しており

ますので、谷本昌弘予算審査特別委員長より報告を求めます。

○11番（谷本昌弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷本委員長。

○11番（谷本昌弘） それでは予算審査特別委員会の結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第6号から議案第14号までの9議案について3月7日、3月8日に委員会を開会いたしましたので、その結果並びに主な内容を報告いたします。

議案第6号 平成28年度河合町一般会計予算については、歳出から審議を行い歳入については一括で審議を行いました。

まず、総務費で自衛官募集事務の予定事業について質疑があり、パンフレット作成及び配布との答弁がなされました。

他にも、ふるさと納税推進事業費、新公会計システム経費、庁舎耐震改修事業、交通安全施設費、街再生事業費、個人番号カード交付事業、経済センサス調査事務について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に民生費では、社会福祉協議会運営費負担金の増加理由について質疑があり、基金の減少に伴う増加分という答弁がなされました。

他にも、介護特会への繰出金、共同浴場の運営、心の交流センター諸経費、地域福祉事業、老人ホーム入所状況、軽度生活支援、城古老人憩の家移転、認定こども園整備費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に衛生費では、保健事業費の対象者及び健診内容に脳ドッグが含まれないのかと質疑があり、国保加入者が対象となり脳ドッグは含まないという答弁がなされました。その他にも歯科医師会補助金、母子保健衛生費、軽度発達障害相談事業、清掃工場整備費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に農林商工費では、住宅リフォーム助成金の活用率について質疑があり、平成26年度で4件40万円、平成27年度で5件30万円という答弁がなされました。その他にも農業委員の活動内容、体験農園運営費、ため池防災対策等推進事業について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に土木費では、ゾーン30設置事業の対象地域及び金額について質疑があり、平成28年度は、星和台2丁目を対象とし設置費は300万円を計画しているという答弁がなされました。その他にも緊急道路等改修、道路舗装工事、情報発信・地域振興拠点整備活用計画策定業務、

借地公園、住宅整備費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に消防費では、奈良県広域消防組合負担金の算出方法について質疑があり、財政需要額の消防費・配置人数により算出しますとの答弁がなされました。その他にも防災行政無線デジタル化事業について質疑があり、答弁がなされました。

次に教育費では、高等学校等進学支度金の受給資格について質疑があり、児童扶養手当の受給者が対象となりますとの答弁がなされました。

その他にも維持補修費、要保護・準要保護児童・生徒就学援助費、食育推進事業、スクールカウンセラー事業、青少年健全育成費、文化財保護費、体育施設整備費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に一時借入金利子、特別会計繰出金について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に歳入では、法人住民税の増加理由について質疑があり、主要法人3社の業績アップによるものという答弁がなされました。

その他にも、個人住民税、固定資産税、教育費国庫補助金について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

以上、慎重審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

次に、議案第7号 平成28年度河合町国民健康保険特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出では、保険財政共同安定化事業への加入市町村について質疑があり、県下の市町村が加入しているとの答弁がなされました。

その他にも、高額介護合算療養費、葬祭費、介護給付費納付金、後期高齢者支援金について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に歳入では、保健基盤安定繰入金の内容について質疑があり、保険税軽減分、保険者支援分との答弁がなされました。

その他にも、第3者行為損害賠償金、前期高齢者交付金について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第8号 平成28年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出一括で審議を行いました。

貸付金回収の今後の方針について質疑があり、債権放棄も含め検討していきたいとの答弁がなされました。

その他にも、貸付金回収状況、通信運搬費の内訳について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第9号 平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出一括で審議を行いました。

貸付金の回収状況について質疑があり、平成26年度で38件、約900万円の回収ができているとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第10号 平成28年度河合町下水道事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出では、流域下水道維持管理負担金の内容について質疑があり、県浄化センターでの処理費との答弁がなされました。

その他にも、下水道賠償責任保険、下水道普及費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に歳入では、社会資本整備総合交付金が減少した理由について質疑があり、対象路線が減少したとの答弁がなされました。

その他にも、一般会計繰入金について質疑があり、答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第11号 平成28年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出一括で審議を行いました。

水洗便所改造資金貸付金の内訳について質疑があり、繰入金が288万円、諸収入が72万円との答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第12号 平成28年度河合町介護保険特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出では、地域密着型介護予防サービスの利用人数について質疑があり、3名利用されているとの答弁がなされました。

その他にも、訪問調査、保険給付、介護予防福祉用具購入費、高額介護サービス費、地域支援事業費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第 13 号 平成 28 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増加原因について質疑があり、加入者の増加に伴うものとの答弁がなされました。

その他にも、保険料還付金について質疑があり、答弁がなされました。

次に歳入では、保険基盤安定繰入金の内容について質疑があり、保険税軽減分、保険者支援分との答弁がなされました。

その他にも、特別徴収保険料、保険料還付金について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第 14 号 平成 28 年度河合町水道事業会計予算については、収入・支出それぞれ一括で審議を行いました。

建設改良事業の内容について質疑があり、浄水施設整備事業との答弁がなされました。

その他にも、長期貸付金について質疑があり、答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、議案第 6 号から議案第 14 号までの 9 議案についての審議結果及び主な内容についての報告を終わります。

10 分間暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 49 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

議案第 6 号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4 番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4 番（馬場千恵子） 反対討論をします。平成28年度予算案についてです。今回の予算では多額の支出があります。民生費の所で認定こども園の設計と造成計画として5,300万円に上る金額が計上されてます。実施するにあたり解決しなければならない事が沢山あります。子

どもの数が少なくなる建物が老朽化しているという理由が発端だったと思いますが認定子ども園に移行していない自治体が大半です。子どもにとって最も良い方法をもっとじっくり時間をかけて、みんなが納得する方法で行うべきだと思います。また、マイナンバー制度ですがセキュリティーについての対応が遅れています。最優先すべきプライバシーを守る為の研修、対応が必要です。全国的にもカードが手元に届いていないという現状があります。私はマイナンバー制度そのものについて反対です。又、消防費では防災行政無線デジタル化事業の6億1,100万円をのぼる金額が計上されています。個別受信機8,000台の2,600万円についても研究が必要です。個別受信機が十分に現時点でも活用されてるのか、又それ変わるものがないのか、又他県での経験も含めて研究するべきです。デジタル事業についても近隣の市町村に学べる事あると思います。是非見直してください。又、都市計画費で計上されてる情報発信・地域振興拠点整備活用計画策定事務費として調査を実施する費用として2,000万円計上されています。この事業は今、必要なのでしょうか。他にも公共交通の充実、町内の駅等のバリアフリー化こういった他にも緊急でかつ重要な課題が山積みとなっています。予算の中にも他にも色々ありますけども、主の物を述べて反対討論とします。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長、反対討論。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 28年度の一般会計の予算に対して、今から申し上げる理由で反対させていただきます。まず、歳入についてなんですけども、普通財産の有効活用、処分については総合的に管理されてるのいかどうか。どのような方針で処分されるのか非常に不透明である。28年度の財産収入として不動産利払い収入1億3,150万1,000円が計上されているわけなんですけども、内、特定財産として8,150万1,000円を除く5,000万円が計上されてます。この内訳を質問させていただいたところ6件の内5件が前年度の売れ残りのものを同額で再度売り払いのリストに入れてる。という答弁があったんですね。24年度の実績を見ますと予算6,700万円に対して決算での売り払いは0だったんですね。全く売れて無いと言う事ですね。25年度予算では、5,700万円に対して451万1,000円しか売れて無い。26年度予算では5,000万円に対して決算では148万2,000円。売却がほとんど進んで無い状況で、不確実な売却状況が続いてる中で今年度、5,000万円一般土地として計上してるわけですね。この姿勢についていかがなものかと。ちなみに以前からデータをいただいておりますけど、平成16年度から25年までの10年間の実績を見ますと、当初予算8億7,442万4,000円に対して実績

は4億8,683万2,000円で達成率55パーセントですね。最近の土地の下落とか考えてみますと非常に厳しい状況である。近年の状況からして売却に対する予算計上に甘さがあるのではないかと危惧してるんですね。そうしますと、このような状況で売れる見込みがほとんど無い見込みで予算計上してるのであれば、それに対する歳出がでてくるわけですね。そういう事であれば当然、今までも言ってますが売却計画を公表していただいて、売れる見込みがあれば補正で組んでほしいですね。もし、補正が難しいのであれば例えば500万円でも結構じゃないですか。そういう形で極力売却する額を一斉に近いものにする姿勢が必要ではないかと思います。次に収入の問題で、公共財産の有効活用等、使用料とかこういったものが全然予算に反映されてないわけですね。これは有効活用、土地売却も含め有効活用が出来て無いという事ですね。これでは、予算の在り方について問題がありますので収入の予算の立て方についてはそのものに問題があるという事で、再考をお願いしたい。次に歳出の件なんですけども、1つは認定こども園の整備費5,329万円あがってるわけですね。計上目的等が非常に不透明でございます。例えば、全体の事業計画。運営方法。委託するのか、しないのかとか。これをする為には事業計画だけではなく、趣旨計画をたてる必要があるわけですね、こういうのが一切無い。例えば、アンケートとったという回答でしたが、アンケートだけでは駄目ですね。協議会を作らないといけないんです。そういう事からしますと、データの細かい明確になっていない状況でこれをスタートさせた場合ですね、どっかでとんざする可能性も出てくるわけですね。そういう事から考えると必要性が感じられないという事で危惧するわけですね。それから2つ目に情報の発信地域振興拠点整備活用計画策定業務3,154万1,000円ですが、これについては本会議で答弁あったんですね、道の駅にするかどうかまだ決まってないという答弁だったと思います。そうしますと、町の基本方針、概要、今後の方針等を明らかにしてもらわないことには委託契約を先にしてしまうという、事業計画さえも委託する考えであれば、それは止めて頂きたいと思います。まず、自ら町が内容をきっちり精査する事が必要だと思うんですね。委託契約の内容もですね、どういう形で委託契約内容してるのかも開示されてないわけですね。そうしますと、こういう中で町が事業計画とか趣旨計画を作成してですね、住民や議会に説明や提示をした上で詳細な調査や問題点を明らかにするべきと思うんですけど。それにもかかわらず、明確な方針を持たない状況で計画策定費用3,000万円を予算計上しているという事ですから、不安になるわけですよ。後で色々出てくる可能性があるわけですから。そういったものが出た上で審査するという事でね、予算で計上を認めるかどうかですね。一般企業では当たり前の話です。私も色々企業におりま



したけど、必ず基本的な事業計画とか趣旨計画を出してもらう事になります。次3つめの消防施設整備費6億3,000万円。アナログからデジタル化になるのは時代の趨勢ですから必要だと思います。この中で、個別受信機、確かに老朽化してます。不具合も出てるという事ですが、これが2億6,000万円出てるわけですね。これについても、これから委託してどういう使い方するかは、これから検討すると言ってるんですね。それでは問題があると思うんですね。防災行政という視線で見てるわけですけども、これから高齢化が始まるわけですね、そうすると相互で通信ができるとか、無線を有効に使って行く、GPS機能を入れるとかも検討した上で住民自身の生活向上をどうしたらいいかの視点も考慮しながら入れていきたいと思います。8,000台で2億6,000万円ですから。ほとんど、地方交付税で賄えるかどうかわかりませんが、新しくなるのであればこれを機会に受信機に対する、私はこれ非常にありがたい事だと思ってます。これからの住民にとってはこれをいかに有効活用すべきかを、そういう視点が今回欠けてるのではないかと思います。これから、委託契約していこうという動きですけど、それでは駄目だと思うんですね。つぎ4つ目、毎年海外の青年の誘致事業で500万円上がってるわけですね。これはこれで良いと思います。最近小学校で英語教育するとか、一貫教育するとか、そうしますと国の制度とか河合町自らがどうしたいかというのが全然予算に現れてきてないわけですね。例えば、コミュニケーションができる英語教育を昨今求められてるわけですね、こういう中で河合町独自の事業を策定すべきだと思います。後でまた言いますが、学校再編の問題も出てきますけど、そういう事を研究予算とか、他の市町村でやってるような情報とかをもっと取ってほしいんですね。実際にやってる所、私学はもうやってます。フィリピンの人と1時間会話するとかしてるわけですから、そういう所を新たな予算計上すべきと思ってます。つぎ5つ目の学校再編です。小中一貫教育。学校再編についての明確な町の方針を出すという町長の答弁もありました。過去1年、2年。この時期において住民に説明できる基本方針もまだ出されていないわけですね、国が主役として小中一貫教育が出てるから、これに乗っかろうという事かもしれませんが。28年度の施政方針で言及されているものとして、学校再編については、小中一貫教育を踏まえた上で取り組みたいとなっているわけです。そうしますと、28年度の予算についてどのように反映してるか全く見えてこない。そういう事で、これに関する事業費の予算計上が全く無い中で、ただ方針でやりたいだけでは、予算計上どのような形にしていくかも欠けてるという事ですので、こういう点で私は反対したいです。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ないようですので討論を終結します。

議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。

したがって、原案について採決します。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 少数であります。(5対7)

よって、議案第6号 平成28年度河合町一般会計予算については、否決されました。

議案第7号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 国保会計について反対討論したいと思います。国保の基金については、予算との比で言いますと、3億6,000万円ありますので11.7パーセントあります。それに加えて国から支援金が出ています。これは国が低所得者の支援という事で平成26年には500億円、又平成27年には1,700億円、全体として出しています。河合町では平成27年当初の予算で支援金が1,525万5,000円。又補正で2,379万円あります。合計で3,904万5,000円の支援金が入ってる事になります。又、この支援金を本来の目的として支援に使っていただきたいと思います。平成28年度でも、予算として2,105万2,000円の支援金に入ってる事になっています。これについても同様です。高すぎる国保税、是非解決していってほしい。支援金は実質支援金として活用してほしいという事で反対討論に変えたいと思います。

○議長(疋田俊文) 他にありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ないようですので討論を終結します。

議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第7号 平成28年度河合町国民健康保険特別会計予算については、可決され

ました。

議案第8号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 多数であります。

よって、議案第8号 平成28年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算については可決されました。

議案第9号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 多数であります。

よって、議案第9号 平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、可決されました。

議案第10号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(足田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 下水道の事業について反対討論したいと思います。今回の予算は下水道料金の値上げを鑑みての内容になっています。今回の決定は年金が下がり、消費税が来年4月から上がる、そういった中での値上げとなっています。また、国は低所得者に対して支援を強めています。このような中で町が住民の生活を圧迫するような方針を進めるのはいかなものかと思います。一般家庭の一般排水のところでの値上げが20パーセント、またその他の中間排水、特定排水のところでは5パーセントの値上げになっています。利益を産まない

家庭排水のところでは値上げ幅が100円から120円。利益を生む中間排水、特定排水のところではそれぞれ18円と20円になっています。生活を圧迫する値上げは反対したいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ないようですので討論を終結します。

議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第10号 平成28年度河合町下水道事業特別会計予算については、可決されました。

議案第11号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第11号 平成28年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については可決されました。

議案第12号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長、反対討論。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 介護保険制度そのものがかなり変わってきてる中で、地域でいかに高齢者にサービスを提供していくかという視点がポイントだと思います。要介護、要支援の人を行政がケアをしていくとか。いずれ要介護1、2までを介護保険から外して地域支援事業になっていくという視点で考えた時に、例えば地域支援事業費の予算のたて方を見ますと、実績が非常に少ないにもかかわらず、もう一回予算を上げる。3年であげてるというね。もし、

そういう視点があったとしたら、一次予防とか二次予防とか、あるいは任意事業とかあるわけですね。もっと充実させると、結果的に給付と同じような割合で計上しているという事であれば、地域としての行政の施策に欠陥があるんじゃないかと思います。これについて十分な説明が無いんですね。もし、説明を我々が納得するような説明であればデータを出していただきたいです。法律的な根拠。例えばなぜ1,000万円を減額してまた増やしていくのかとか。3年間、3年間で見ると言ってますけども、過去の実績を出して下さい。予算と実績。そういう事で今回2次予防400万円増えるんですね。という事は2次予防事業費が1,600万円になるんですね。この中で運動機能の向上で1,000万円あがるわけですね。具体的に達成できるかどうか、こういうビジョンも無いわけです。河合町が上げてる任意事業以外にもあるわけですね。例えば給食配色サービス61万7,000円あがってるんですね、2回を3回にするとか。ボランティアを活用する為の支援としてこの費用を使えばいいわけですね。そういった中で地域支援事業に力を入れるのであれば、予算どおりにできるような体制を作らないといけないんですね。毎年毎年、実績割れ、予算割れしてる事になれば予算の立て方そのものに問題があると思ってます。介護保険制度をこれから重要な課題ですので、きっちりと予算を組んで頂きたいと思しますので反対いたします。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ないようですので討論を終結します。

議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第12号 平成28年度河合町介護保険特別会計予算については、可決されました。

議案第13号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第13号 平成28年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については可決されました。

議案第14号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) それでは、水道事業についての反対討論をしたいと思います。東日本の震災を受けて、新水道ビジョンを策定するという事で進められてきています。河合町においても速やかにこの新水道ビジョンを策定して、計画的に水道管を含めての耐震化に早急に取り組んでいただきたいと思います。また一般会計への長期の貸付について4億円を平成31から返済すると説明がありました。水道の広域化との兼ね合いも明らかにして頂きたいと思います。また平成26年の決算では有水率も下がっています。そして、中山台の給水塔の対応、老朽化しているこの施設そのもの事態危険です。地域住民の方も大変心配されています。また、県水100パーセントについても再検討して頂きたいと思います。そういった事で反対討論とします。

○議長(疋田俊文) 他にありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ないようですので討論を終結します。

議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第14号 平成28年度河合町水道事業会計予算については、可決されました。

### ◎議案第29号の上程、説明

- 議長（疋田俊文） それでは理事者の方より追加議案、議案第29号の1案件について、提案理由の説明を登壇の上願います。
- 副町長（藤岡和成） はい、議長。
- 議長（疋田俊文） 副町長。
- 副町長（藤岡和成） それでは、本定例議会に追加議案として上程いたされました、議案第29号につきましてご説明を申し上げます。議案第29号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令に順次、消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に対し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合における障害保障年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改正を行うものでございます。尚、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。
- 

### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

- 議長（疋田俊文） 日程第27 議案第29号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。
- これより質疑に入ります。
- 質疑のある方発言願います。
- （「ありません」と言う者あり）
- 議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
- 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」と言う者あり）
- 議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。
- これより、議案第29号の採決を行います。
- 本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第29号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について原案のとおり可決されました。

---

### ◎議員発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第28 議員発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の岡田美伊子議員の説明を求めます。

○1番(岡田美伊子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 岡田美伊子議員。

○1番(岡田美伊子) 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書。

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

### 記

1. 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート(家庭訪問型子育て支援)事業を全ての自治体で



実施できるようにすること。

2. 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
3. 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等はじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。
4. 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
5. 一時保護所における環境改善を早急を図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
6. 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第1号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（疋田俊文） 日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「所管事務に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、平成28年第1回定例会は、ただいまをもちまして閉会することに決しました。

閉会 午前 11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘